

保健師 流山市任期付職員採用試験受験案内

募集する任期付職員は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第3条に基づき、一定の期間内に終了することが見込まれる業務又は一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事していただくために、あらかじめ任期を定めて採用する職員です。

任期は原則として3年間以内ですが、今回は職員が産前・産後休暇を取得することに伴う募集であることから、当該休暇の期間を任期としています。

ただし、任用期間の定めがあること以外、勤務条件（勤務時間、休暇、服務及び給与等）は一般の職員と同様です。

なお、任期付職員の採用は、任用期間の定めのない職員（以下「一般の職員」といいます。）の採用とは無関係であり、一般の職員の採用の際に優先されることはありません。

1 試験区分・試験職種、職務内容等

試験区分 試験職種	予 人 定 数	職 務 内 容
保健師 (任期付職員)	1名	市長事務部局に勤務し、知的障害児通園施設で健康相談、保健指導、衛生管理等の保健師業務に従事します。

○採用後、次の勤務場所で勤務していただきます。

勤務場所	任 期	必要人数
児童発達支援センター (流山市駒木台221-3)	令和6年7月31日()から 令和6年11月19日まで ()令和6年7月31日以降に採用が決定した場合は 採用日からとなります。	1名

障害者の採用を含みます。

採用される場合は、原則として採用日の1か月前までに採用された旨の通知をします。

今回産前・産後休暇を取得している職員が育児休業を取得した場合、当該職員に対する育児休業代替任期付職員の選考を受けることが可能です。選考の結果、採用となった場合、今回の任期満了後から任期が継続することとなります。

2 受験資格

(1) 条件等

保健師 (任期付職員)	保健師免許を有する方で、過去に保健師として3年以上働いた経験のある方。
----------------	-------------------------------------

(2) 道路交通法施行規則第2条に規定される普通自動車を運転できる免許をお持ちの方

(3) 次のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当する者

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・流山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ウ 現在、流山市の任期付職員（育児休業代替任期付職員を含む。以下同じ。）としての名簿登載があり、流山市の任期付職員としての任用がある者のうち、その任期が今回の任期と重複する者

3 受験手続

(1) 受験申込書に必要事項をすべて記入し、直接持参又は郵送してください。

(2) 応募書類等は、次のとおりです。

受験申込書（写真貼付） 郵送の場合は、受験票に切手を貼付

資格を有していることを証明する書類（「保健師免許証」の写し等）

小論文（A4縦長原稿用紙（別紙1）に日本語・横書きで作成してください。

文字数は2,000字以内、冒頭に課題及び氏名を記載してください。）

課 題：「「公務員の保健師」であることについて」

面接シート（別紙2）

障害者手帳の写し（障害者の方のみ）

応募書類は返却しません。

第2次試験で勤務経験を証明する在職証明書が必要ですので、事前に御用意ください。

採用が決定した場合、健康診断書が必要です（費用は応募者の負担となります。健康診断書は、指定の項目が網羅されていれば、指定様式でなくても可。指定様式については、採用決定者にお渡しします。）。

4 受付期間

期 間：**随時**（ただし、採用人数が規定数に達した場合は、受付を終了します。）

受付方法：市役所人材育成課へ持参又は郵送により提出（**8 問い合わせ、書類提出先**参照）

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

5 選考方法

（1）第1次選考は、書類審査で行います。

審査結果は、確定し次第、**速やか**に応募者に通知します。

（2）第2次選考は、個別面接・受験資格等の調査を実施します。

時間・場所等詳細については、第1次選考を通過した応募者に通知します。

【試験当日持参するもの】

受験票、ボールペン等筆記用具（試験結果を通知する封筒のあて名書き用）

【注意事項】

・試験会場へは公共交通機関を御利用ください（試験会場周辺は駐車禁止です。道路及び周辺民地への駐車等を禁止します。また、会場への自動車、バイク、自転車での来場は厳禁とします。）。

・試験当日に車いすの使用の要望がある場合は、あらかじめ申し出てください。

6 合格から採用まで

（1）合格

最終合格者は、任期付職員登録名簿に登載され、指定された任期に基づいて任命権者によって採用されます。

採用される場合、原則として採用日の1か月前までに採用された旨の通知をします。

（2）採用

採用された場合は、一般の職員と同様の職務に従事します。

任期は、職員の産前・産後休暇の取得期間に応じて決定され、原則として3年以内です。

産前・産後休暇が延長された場合、3年の範囲内で任用期間が延長される場合もあります。

また、産前・産後休暇の期間が短縮された場合は異動していただくこともあります。

なお、本件任期付職員に引き続き、育休代替任期付職員として選考を受けること可能です。

（3）その他

第2次試験までに在職証明書など採用に際しての必要書類を提出していただきます。受験資格を満たしていないこと又は提出書類等の記載事項が正しくないことが判明した場合は、採用されません。

本市の一般の職員の採用試験があった場合には、採用候補者名簿に登録されているか否かにかかわらず受験をすることができます（一般の職員に採用された場合には、任期付職員の任期は終了します）。

7 給与・勤務条件等（令和6年4月現在。人事給与制度の改正により変わることがあります。）

（1）初任給 217,175円（大卒）

地域手当を含む。免許取得後の採用前経歴等により加算されることがあります。

（2）諸手当 通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

（3）勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間 正午から午後1時まで）
勤務場所によっては異なることがあります。

（4）休 日 週休2日制

（5）休 暇 年次有給休暇：20日（4月1日採用の場合）

特別休暇：夏季休暇8日 子育て休暇7日 結婚休暇5日等があります。

8 問い合わせ、書類提出先

流山市役所 総務部 人材育成課 TEL 04(7150)6068

〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1（第1庁舎2階）